

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】
【提出書類】 変更報告書第7
【根拠条文】 法第27条の25第1項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 弁護士 平川 修
【住所又は本店所在地】 東京都港区六本木三丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【報告義務発生日】 平成18年3月28日
【提出日】 平成18年4月3日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 2名
【提出形態】 連名

第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	旭テック株式会社
会社コード	5606
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	静岡県菊川市堀之内547番地の1

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	アールエイチジェイ・インターナショナル (RHJ International)
住所又は本店所在地	ベルギー国 ブリュッセル 1050 ルイーズアベニュー326
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2004年6月28日
代表者氏名	ティモシー・コリンズ (Timothy C. Collins)
代表者役職	CEO
事業内容	持株会社

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 青柳 良則
電話番号	03-(6888)-1000

(2)【保有目的】

経営参加及び長期投資	
------------	--

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	62,394,316		
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 62,394,316	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 62,394,316		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年3月31日現在)	S 99,371,629株
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	62.79%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	58.38%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成 18 年 3 月 28 日	株券	10,526,316	取得	285 円

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

平成 18 年 2 月 24 日付有価証券質権設定契約

提出者は、平成 18 年 2 月 24 日付発行会社及び担保エージェントとしての株式会社あおぞら銀行との間の有価証券質権設定契約（優先）及び同日付発行会社及び担保エージェントとしての株式会社あおぞら銀行との間の有価証券質権設定契約（劣後）に基づき、A 種優先株式 22,858,000 株、B 種優先株式 10,332,125 株を発行会社による借入の担保として差し入れている。

優先株式

提出者の保有株式のうち 22,858,000 株は議決権のある A 種優先株式である。A 種優先株式には普通株式への転換権が付されており、①転換期間は平成 15 年 10 月 1 日より平成 25 年 9 月 30 日、②転換価格は、当初は 70 円であるが、価額修正条項の適用がある。また転換期間に転換請求のなかった A 種優先株式は、転換期間末日の翌日にそのときの転換価格で普通株式に一斉転換される。

提出者の保有株式のうち 10,526,316 株は議決権のある B 種優先株式である。B 種優先株式には普通株式への転換権が付されており、①転換期間は平成 18 年 3 月 28 日より平成 28 年 9 月 30 日、②転換価格は、当初は 285 円であるが、価額修正条項の適用がある。また転換期間に転換請求のなかった B 種優先株式は、転換期間末日の翌日にそのときの転換価格で普通株式に一斉転換される。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	3,000,000
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	0
上記内訳 (具体的に)	普通株式及び A 種優先株式併せて 51,868,000 株については、Japan Casting L.P. 及び Japan Casting II L.P. の解散に伴い、保有資産の現物分配として株式を取得した。上記 3,000,000 千円は B 種優先株式の取得にかかるものである。
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	3,000,000

②【借入金の内訳】

番号	*名称（支店名）	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称（支店名）	代表者名	所在地
	該当なし		

2 【提出者（大量保有者）／2】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（リミテッド・パートナーシップ）
氏名又は名称	ジャパン・キャスティング・Ⅲ・エルピー (Japan Casting Ⅲ L.P.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島グランドケイマン、ジョージ・タウン、メアリーストリート、ウォーカーハウス、私書箱 908GT
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	2001年5月16日
代表者氏名	ジェイシーホールディングスⅡ・リミテッド、ロバート・イー・ユワース・ジュニア (JC Holdings II Ltd., Robert E. Ewers, Jr.)
代表者役職	ジェネラル・パートナー
事業内容	自動車部品製造会社への投資を目的とする投資事業体

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 青柳 良則
電話番号	03-(6888)-1000

(2) 【保有目的】

経営参加及び長期投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	5,714,000		
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 5,714,000	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 5,714,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年3月31日現在)	S 99,371,629株
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	5.75%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	6.43%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
該当なし				

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

優先株式

提出者の保有する株式のすべては、議決権のある A 種優先株式である。A 種優先株式には普通株式への転換権が付されており、①転換期間は平成 15 年 10 月 1 日より平成 25 年 9 月 30 日、②転換価格は、当初は 70 円であるが、価額修正条項の適用がある。また転換期間に転換請求のなかった A 種優先株式は、転換期間末日の翌日にそのときの転換価格で普通株式に一斉転換される。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	399,980
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	399,980

②【借入金の内訳】

番号	*名称（支店名）	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称（支店名）	代表者名	所在地
	該当なし		

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) アールエイチジェイ・インターナショナル(RHJ International)
- (2) ジャパン・キャスティング・Ⅲ・エルピー(Japan Casting Ⅲ L.P.)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	68,108,316		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証書(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 68,108,316	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 68,108,316		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年3月31日現在)	S 99,371,629株
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	68.54%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	64.81%

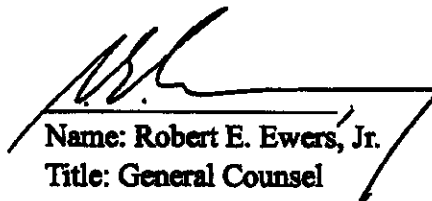
POWER OF ATTORNEY
(Asahi Tec)

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that RHJ INTERNATIONAL, a corporation organized and existing under the laws of Belgium with its principal office at Avenue Louise 326, 1050 Brussels, Belgium, (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Osamu Hirakawa, Noritaka Niwano and Chisato Higashio, Attorneys-at-Law, of Anderson Mori & Tomotsune with offices at Izumi Garden Tower, 6-1, Roppongi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, jointly and each of them severally, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 28th day of March, 2005.

RHJ INTERNATIONAL


Name: Robert E. Ewers, Jr.
Title: General Counsel

(訳文)

委任状
(旭テック)

ベルギー国ブリュッセル1050、ルイーズアベニュー326に住所を有するアールエイチジェイ・インターナショナル（以下「当社」という。）は、東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士平川修、同庭野議隆、同東尾知里を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2005年3月28日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

アールエイチジェイ・インターナショナル

(署名)

氏名：ロバート・E・ユワース・ジュニア
役職：ジェネラル・カウンセル

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that JAPAN CASTING III L.P., a limited partnership organized and existing under the laws of Cayman with its registered office at c/o Walkers SPV Limited, Walker House, P.O. Box 908 GT, Mary Street, George Town, Grand Cayman, (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Osamu Hirakawa, Noritaka Niwano and Chisato Higashio, Attorneys-at-Law, of Anderson Mori & Tomotsune with offices at Izumi Garden Tower, 6-1, Roppongi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, jointly and each of them severally, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 1st day of April, 2005.

JAPAN CASTING III L.P.
acting by its general partner
JC Holdings II Ltd.


Name: Robert E. Ewers
Title: Director


Witness

(訳文)

委任状

ケイマン諸島グランドケイマン、ジョージ・タウン、メアリーストリート、ウォーカーハウス、私書箱 908GT に住所を有するジャパン・キャスティング・Ⅲ・エルピー（以下「当社」という。）は、東京都港区六本木一丁目 6-1 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士平川修、同庭野議隆、同東尾知里を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2005年4月1日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

ジャパン・キャスティング・Ⅲ・エルピー

(署名)

氏名：ロバート・E・ユワース
役職：ディレクター